

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月10日
【会社名】	パイプドHD株式会社
【英訳名】	PIPEDO HD, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	03-6744-8039
【事務連絡者氏名】	取締役 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	03-6744-8039
【事務連絡者氏名】	取締役 大屋 重幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>（第5回新株予約権） その他の者に対する割当 2,977,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 452,977,500円</p> <p>（第6回新株予約権） その他の者に対する割当 2,895,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 452,895,000円</p> <p>（注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われないう場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,977,500円
発行価格	新株予約権1個につき1,191円 (新株予約権の目的である株式1株当たり11.91円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号
払込期日	平成30年4月26日
割当日	平成30年4月26日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目2番6号

(注) 1. 第5回新株予約権証券(以下「本第5回新株予約権」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (1)募集の条件」で定義する本第6回新株予約権を以下「本第6回新株予約権」といい、本第5回新株予約権と本第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成30年4月10日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社及びマコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本第5回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

4. 本第5回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	パイプドHD株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本第5回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式250,000株(本第5回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第5回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第5回新株予約権を有する者(以下、「本第5回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本第5回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本第5回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、1,800円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本第5回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第5回新株予約権の行使請求をした本第5回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第5回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第5回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	452,977,500円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第5回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第5回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第5回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第5回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第5回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年4月26日から平成32年4月24日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目2番6号
新株予約権の行使の条件	本第5回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本第5回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本第5回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第5回新株予約権1個当たり1,191円の価額で、本第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第5回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本第5回新株予約権の発行要項(以下「本第5回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第5回新株予約権者に対する本第5回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第5回新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

	2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第5回新株予約権1個当たり1,191円の価額で、本第5回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第5回新株予約権の全部を取得する。本第5回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第5回新株予約権者に対する本第5回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第5回新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本第5回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本第5回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第5回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第5回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本第5回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
  - (2) 本第5回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本第5回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第5回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。
2. 本第5回新株予約権証券の発行及び株券の発行
- (1) 当社は、本第5回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
  - (2) 当社は、本第5回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に、当該本第5回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。
3. 上記の他、下記「2 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等の注記 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び(3) 資金調達方法の選択理由」をご参照下さい。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,895,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,158円 (新株予約権の目的である株式1株当たり11.58円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号
払込期日	平成30年4月26日
割当日	平成30年4月26日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目2番6号

(注) 1. 第6回新株予約権証券(以下「本第6回新株予約権」という。)の発行については、平成30年4月10日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」といいます。)との間で本第6回新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

4. 本第6回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1. 本第6回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本第6回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）250,000株（本第6回新株予約権1個あたりの目的である株式の数は（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本第6回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本第6回新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は1,800円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 250,000株（平成30年2月28日現在の当社発行済普通株式総数8,102,864株に対する割合は、3.09%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本第6回新株予約権の発行価額の総額2,895,000円に下限行使価額である1,800円で本第6回新株予約権が全部行使された場合の450,000,000円を合算した金額。</p> <p>7. 当社の請求による本第6回新株予約権の取得 本第6回新株予約権には、当社の決定により、本第6回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）</p>
新株予約権の目的となる 株式の種類	パイプドHD株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる 株式の数	1. 本第6回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式250,000株（本第6回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第6回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

	<p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本第6回新株予約権を有する者(以下、「本第6回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本第6回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本第6回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初1,800円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び第4項に定める修正及び調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、行使価額の修正条項の適用を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正条項の適用を決議した場合、当社は直ちにその旨を本第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は1,800円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)を下回らないものとする(以下、「下限行使価額」という。)。本項(1)の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本第6回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)からまでの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第6回新株予約権の行使請求をした本第6回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第6回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第6回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>452,895,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第6回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第6回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本第6回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年4月26日から平成32年4月24日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂三丁目2番6号</p>
新株予約権の行使の条件	本第6回新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本第6回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本第6回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第6回新株予約権1個当たり1,158円の価額で、本第6回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第6回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本第6回新株予約権の発行要項(以下「本第6回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第6回新株予約権者に対する本第6回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第6回新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第6回新株予約権1個当たり1,158円の価額で、本第6回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第6回新株予約権の全部を取得する。本第6回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第6回新株予約権者に対する本第6回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第6回新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本第6回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「(3) 資金調達方法の選択理由<他の資金調達方法との比較>」に記載の通り、公募増資、株主割当(ライツ・オファリング)等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、割当予定先より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由[本スキームの特徴]」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由[本スキームの特徴]」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループの主要な事業領域であるインターネット業界は、総務省の平成28年「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は、46.9%と前年度の利用企業割合から2.3ポイント上昇しており、引き続き普及が進んでおります。また、クラウドサービスを利用している企業は、利用していない企業に比べ、労働生産性が約3割高いとの結果が示されており、政府が主導する生産性向上の一助となっております。さらに、モバイルサービス市場の持続的拡大やセキュリティ対策への関心の高まりなど、当社グループにとって追い風ともいえる事業環境が継続しております。

当社グループは、「明日のあるべき豊かな情報生活に貢献する企業集団」として、ITを取り巻く環境や社会の価値観が変化し続ける状況のなかで、世の中に必要とされる商品・サービスを次々に創出、提供し続けてゆくことを当社グループの使命と捉えており、平成29年3月に公表した「中期経営計画2020」の最終年度の業績目標を達成するため、活発な採用活動や事業シナジーを見込める会社への出資など、先行投資を積極的に実施しております。

当社グループでは、従業員を雇用し、営業を組織して顧客へ直接販売する営業・販売体制を構築しております。売上規模の拡大をはかるためには、さらなる人材採用と採用後の育成による個々人の質の向上が必要であり、このグループ採用・グループ育成を「中期経営計画2020」の重点施策に位置付けております。採用フローの見直しや育成プログラムの改善、配属先のグループ会社とのマッチング精度の向上などをはかっておりますが、「中期経営計画2020」期間中で215名の大量採用を計画しており、採用規模が大きいこと、また、採用した人員が戦力化するまでの育成トレーニングには通常約6か月かかるため、採用費及び人件費について先行投資的な資金負担が生じます。

また、現時点において、当社グループ組織及び規模は、当社及び連結子会社を含めて15社ですが、連結子会社には設立間もない会社もあり、これらの会社が安定的な収益基盤を確立できるようになるまでに一時的な運転資金を必要とする場合があります。当社は、親会社としてこれらの連結子会社の資金支援を行う場合があります。

さらに、当社は、現時点において約2,000百万円の銀行借入を行っておりますが、今回調達する資金の一部を借入金の返済に充当することで、金融コストの負担軽減をはかりたいとも考えております。これらの資金ニーズを充足することを目的として、本新株予約権の発行による資金調達を行うこといたしました。

## (2) 資金調達方法の概要

本新株予約権の発行による資金調達は、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。本新株予約権には行使停止条項が付されており、当社は、本新株予約権の行使期間中、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の全部又は一部の行使を希望しない場合は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない任意の期間(以下「不行使期間」といいます。)を2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとします。また、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、本新株予約権の発行による資金調達の特徴として、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権を同時に発行しており、各新株予約権の概要は以下の通りです。

### 本第5回新株予約権

本第5回新株予約権は、行使価額が1,800円に設定されており、これは当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定した株価です。行使価額が現状対比で高い水準に設定されているため、かかる水準以上に株価が上昇した場合にのみ希薄化が生じる点で、既存株主の利益に配慮したものであると同時に、当社にとって現状株価対比でより有利な価格での資金調達が可能です。行使価額の修正は行われません。本第5回新株予約権には行使停止条項が付されているため、事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、当社が割当予定先による本新株予約権の全部又は一部の行使を希望しない場合は、不行使期間を指定することができます。

### 本第6回新株予約権

本第6回新株予約権、行使価額修正条項に基づき、株価状況に応じて機動的に資金調達を行うことを目的としております。昨今の市況環境下では、当社事業及び業績が良好な局面においても、これらが投資家に評価され、株価に反映されるまでに時間を要する可能性があります。このような局面においても、当社の中長期的な事業成長に必要な資金ニーズは発生するため、行使価額修正条項が付された本第6回新株予約権を発行することにより、当該資金ニーズの機動的な充足を企図しております。本第6回新株予約権には行使停止条項が付されているため、事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、当社が割当予定先による本新株予約権の全部又は一部の行使を希望しない場合は、不行使期間を指定することができます。

上記「本第5回新株予約権」の通り、本第5回新株予約権は、行使期間中に行使価額が修正されない行使価額固定型の新株予約権である一方、本第6回新株予約権は、当初は行使価額を固定する新株予約権であるものの、行使期間中、当社の判断による選択で、行使価額を修正する仕組みに変更することができる行使価額修正条項付新株予約権とすることと致しました。そのため、当社普通株式の株価が急騰した場合においても、本第6回新株予約権は行使価額修正条項を適用することで、行使価額をその時点における当社普通株式の株価に近い水準まで引き上げることができ、既存の株主に一定程度配慮した仕組みとなっております。また、本第6回新株予約権の下限行使価額は、当初の行使価額である1,800円に設定されており、当初行使価額を下回る行使価額となることはなく(但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合は、下限行使価額もそれに応じて調整されることがあります。)、こちらも既存株主に一定程度配慮した仕組みとなっております。

## (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本比率を改善させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記の「[本スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的

に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

#### [本スキームの特徴]

##### <メリット>

###### 当初行使価額による調達

本新株予約権は、予め将来の株価上昇を見込んだ上で、当初行使価額を現状よりも高い水準に設定しております。これにより、当社は、既存株主への影響を抑えながら、株価の上昇局面において効率的かつ現状対比で有利な株価での調達が可能になります。

###### 行使価額修正条項を適用する権利

本第6回新株予約権において、当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、以後、行使価額は上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項により修正されます。当社が行使価額修正条項を適用する権利を持つことにより、行使期間中に株価が当初行使価額を上回って上昇した場合に、行使価額修正条項を適用することで、調達金額を増加させることが可能です。

###### 対象株式数の固定

本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権の対象株式数はそれぞれ、別記「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項及び上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に示される通り、発行当初から250,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模はあらかじめ限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合、本新株予約権の対象株式数は、別記「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項に従って調整されることがあります。

###### 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14日前に本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

###### 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、不行使期間を2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとします。本第6回新株予約権においては、当社の判断により、行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合(かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、上記「2 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄に記載のとおり、本第6回新株予約権の行使価額は、本第6回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。)であって、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合は、当社が不行使期間を設定することで、不行使期間経過後(不行使期間中に当社の株価が上昇していれば、不行使期間経過後の本第6回新株予約権の行使価額もより高い価額に修正されます。)に割当予定先が本第6回新株予約権を行使することが想定され、当社はより多くの資金を調達できる可能性を確保することができます。但し、予想に反して株価が下落した場合には、資金調達額は減少します。

###### 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

## &lt;デメリット&gt;

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、当初行使価額を現状よりも高い水準に設定しており、原則として、当社株価が当初行使価額を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

買取請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年4月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50% (768円) (但し、別記「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)」(2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項及び上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、2) いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年4月10日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を下回った場合、3) 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、4) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本第5回新株予約権1個当たり、本第5回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭、本第6回新株予約権1個当たり、本第6回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

エクイティ性証券の発行の制限

当社は、本買取契約締結日から、1) 本新株予約権の行使期間の満了日、2) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3) 本買取人による解約の請求に基づき発行会社が本新株予約権を取得した場合には、当該取得が完了した日のいずれか先に到来する日までの間は、発行会社は、本買取人の事前の書面による同意がない限り、本買取契約と同様の条件で新株予約権を本買取人以外の証券会社等(主たる事業の内容が本買取人と同様の金融会社を指す。)に対して発行してはならない。また、発行会社の請求に基づき、発行会社が本買取人の保有する本新株予約権の全部を取得した場合は、当該取得が完了した日から起算した6か月後の応当日までの間(当該6か月後の応当日が本買取契約に基づく行使期間の満了日を超える場合は、行使期間の満了日とする。)は、発行会社は、本買取人の事前の書面による同意がない限り、本買取契約と同様の条件で新株予約権を本買取人以外の証券会社等(主たる事業の内容が本買取人と同様の金融会社を指す。)に対して発行してはならない旨の制限が設けられております。

[ 他の資金調達方法との比較 ]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

公募増資、株主割当(ライツ・オファリング)

当社の財務状況の健全性や株式の取引状況が必ずしも十分な流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当(ライツ・オファリング)による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、現実的でないと判断しました。

第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。

第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換または償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

公募増資や第三者割当による自己株式の処分

当社は、当社の100%連結子会社である株式会社パイプドピッツと株式の持ち合いをしておりましたが、会社法第135条第3項により子会社が保有する親会社株式を相当期間内に処分する必要があります。当社は、平成30年4月13日を株式振替予定日として、株式会社パイプドピッツが保有する自己株式500,000株すべての買取を予定しております。取得した自己株式を公募増資や第三者割当等により処分する選択肢もありますが、現状の株価水準が自己株式を取得した際の株価1,788円を下回ることから、現状の株価水準で自己株式を処分することは、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容  
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1.(2)資金調達方法の概要及び(3)資金調達方法の選択理由」に記載した内容が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本第6回新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本第6回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第6回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本第6回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
  - (2) 本第6回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本第6回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第6回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

## 8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

- (1) 当社は、本第6回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
- (2) 当社は、本第6回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に、当該本第6回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
905,872,500円	28,290,000	877,582,500

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(5,872,500円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(900,000,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第5回新株予約権	2,977,500円	450,000,000円
第6回新株予約権	2,895,000円	450,000,000円
合計	5,872,500円	900,000,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー、新株予約権公正価値算定費用、登録免許税、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取って消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

**（２）【手取金の使途】**

本新株予約権発行による上記差引手取概算額877,582,500円については、運転資金、融資資金及び借入金の返済に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
人件費に係る運転資金	350	平成30年5月から平成31年9月
連結子会社に対する融資等の資金支援	100	平成30年5月から平成31年2月
借入金の返済	427	平成30年5月から平成32年2月

**人件費に係る運転資金**

平成29年3月に公表した「中期経営計画2020」の最終年度の業績目標を達成するため、平成30年2月期より積極採用を行っておりますが、当社のグループ採用の実績及び計画は、平成30年2月期は90名、平成31年2月期は95名、平成32年2月期は30名です。採用した人員は通常約6か月の育成トレーニングを経て当社の各グループ会社の現場へ配属されます。したがって採用した人員が現場へ配属され、業績貢献するまでの間は、この採用費及び人件費に係る運転資金について先行投資的な負担が約600百万円生じることになりますので、その内、平成30年5月以降に支出が予定されている約350百万円を、今回調達する資金より充当することを予定しています。

**連結子会社に対する融資等の資金支援**

現時点において、当社グループ組織及び規模は、当社及び連結子会社を含めて15社ですが、連結子会社には設立間もない会社も複数あり、売上基盤の確立や安定的に収益を生み出せるようになるまでに、例えば新サービス・新商品等の開発費用や売上が増加していく過程における売掛金回収までのつなぎ資金等の一時的な運転資金を要します。当社は純粋持株親会社の立場から、これらの連結子会社に対して、運転資金の融資等の資金支援も行っております。現時点で想定している連結子会社に対する融資等の資金支援100百万円を、今回調達する資金より充当することを予定しています。

**借入金の返済**

当社は、主にM&Aや出資による事業規模の拡大、連結子会社に対する融資等の資金支援、自己株式の取得等を目的に現時点において約2,000百万円の銀行借入を行っておりますが、今回調達する資金の内427百万円を上記借入金の返済の一部に充当することで、金融コストの負担軽減と財務基盤の拡充をはかりたいとも考えております。

以上の通り、本新株予約権による手取金は、上記の各施策の資金として充当する方針であります。

行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正（第6回新株予約権についてのみ）又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。上記手取金の使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込みがなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手許資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記表中に記載の通りの優先順位で順次充当いたします。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先

##### a. 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H.ワーン (P.H.Warne) CEO M.J.リームスト (M.J.Reemst)
資本金	9,812百万豪ドル (842,262百万円 / 平成29年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H.Pty Ltd, 100%

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は本届出書提出日現在におけるものです。

##### (2) 割当予定先の選定理由

平成29年3月に公表した「中期経営計画2020」の業績目標を達成するため、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、当社は、ストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番・代表取締役社長：渡邊佳史）より資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。その後、当社は、ストームハーバー証券株式会社より割当予定先のあっせんを行うマッコーリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号・代表者：ディヴィッド・ジョージ・シャート）及び割当予定先の紹介を受けました。当社は、割当予定先のこれまでのグローバルな活動及び実績や保有方針などを総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切な相手先だと判断いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

##### (3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第5回新株予約権250,000株及び本第6回新株予約権250,000株であり、本新株予約権を合計した場合の総数は500,000株であります。

##### (4) 株券等の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、本届出書の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本第6回新株予約権について、当社取締役会の決定によりその行使価額が修正されることとなった場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本第6回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本第6回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先の平成29年(2017年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英語: Corporation Act 2001)に基づく資料であり、平成29年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が8,122豪百万ドル(円換算額:697,192百万円)、参照為替レート:85.84円(三菱UFJ銀行平成29年3月31日時点仲値))を確認しており、本新株予約権の払込みに要する資金(約6百万円)及び本新株予約権の行使に要する資金(約900百万円)の財産の存在について確実なものと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ピーエイチ・ピーティ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約証書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社Stewart McLaren(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区東麻布1-15-6)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しております。

また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価(発行決議日の前営業日の終値1,535円)、株価変動率(36.50%)、配当利率(1.37%)、安全資産利率(-0.14%)、行使期間(2年)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初払込発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると仮定しております。)及び、割当先の行動(当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、期中に取得した株式の売却に当たっては1日当たりに売却可能な株式数の目安を、直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%とする)に関して一定の前提を置いて評価を実施しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額は算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役2名)から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第5回新株予約権250,000株及び本第6回新株予約権250,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は500,000株（議決権数5,000個）であります。平成30年2月28日現在の当社発行済株式総数8,102,864株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数76,018個）を分母とする希薄化率は6.17%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は6.58%）の希薄化をもたらすこととなります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式数500,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は22,145株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は21,687株及び過去1ヶ月間における1株あたりの平均出来高は11,715株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日あたりの売却数量は1,020株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の4.61%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

今回の資金調達が無事に成功すれば、「中期経営計画2020」に必要な資金を獲得できると判断しており、この資金を有効に且つ効果的に活用することによって「中期経営計画2020」の達成とさらなる業績向上を果たすことは、既存株主の利益にもつなげるため、今回の本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模と程度は一定の合理性を有していると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
佐谷 宣昭	東京都港区	2,801,200	36.85%	2,801,200	34.58%
T.G.アセット有限会社	千葉県市川市鬼高2丁目10-10	1,674,000	22.02%	1,674,000	20.66%
マコーリー・バンク・リミ テッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	-	-	500,000	6.17%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8-11	323,000	4.25%	323,000	3.99%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	271,900	3.58%	271,900	3.36%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM	96,000	1.26%	96,000	1.18%
資産管理サービス信託銀行株式 会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	90,800	1.19%	90,800	1.12%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	74,200	0.98%	74,200	0.92%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	71,400	0.94%	71,400	0.88%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9- 1	67,800	0.89%	67,800	0.84%
資産管理サービス信託銀行株式 会社（信託B口）	中央区晴海1丁目8-12	67,700	0.89%	67,700	0.84%
計		5,538,000	72.85%	6,038,000	74.53%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、平成30年2月28日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。
5. 割当予定先が本新株予約権を全部行使した場合、当社が保有する自己株式500,000株を充当する予定です。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第2期）及び四半期報告書（第3期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年4月10日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年4月10日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第2期有価証券報告書の提出日（平成29年5月31日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。  
（平成29年5月31日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年5月30日開催の当社第2回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

配当総額 97,051,968円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮する。また、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除する。

(2) 取締役任期の短縮により、機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるようになるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及び剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条の規定を削除する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、佐谷宣昭、深井雄一郎、大屋重幸、鶴本浩司及び村松充雄を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
補欠監査役として、由木竜太を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件  
取締役の報酬額を年額60百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	43,256	64	-	(注)1	可決(99.85)
第2号議案	42,356	963	1	(注)2	可決(97.77)
第3号議案					
佐谷 宣昭	43,266	54	-	(注)3	可決(99.88)
深井 雄一郎	43,255	65	-	(注)3	可決(99.85)
大屋 重幸	43,256	64	-	(注)3	可決(99.85)
鶴本 浩司	42,820	500	-	(注)3	可決(98.85)
村松 充雄	43,216	104	-	(注)3	可決(99.76)
第4号議案					
由木 竜太	42,913	407	-	(注)3	可決(99.06)
第5号議案	43,122	198	-	(注)1	可決(99.54)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 当社では当日出席株主の各議案に対する意思を反映させるため、株主総会の議場において電子機器端末を使用した投票システムによる投票を実施しております。

### 3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第2期、提出日平成29年5月31日）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年4月10日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成29年3月1日～平成30年3月31日（注）	15,200	8,102,864	2,218	503,153	2,218	503,153

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、有価証券報告書（第2期）を平成29年5月31日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年3月1日から当該有価証券報告書提出日（平成29年5月31日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成29年3月1日より発生した内容を記載しております。

3. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年4月1日から本有価証券届出書提出日（平成30年4月10日）までの間に生じた新株予約権による変動は正確な数値が確認できないことから含まれておりません。

#### 4. 最近の業績の概要について

平成30年4月10日開催の取締役会において決議され、同日に公表された第3期連結会計年度(自平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

第3期連結会計年度(自平成29年3月1日至平成30年2月28日)の業績の概要  
連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,143,951	1,916,190
受取手形及び売掛金	935,189	994,673
たな卸資産	10,063	15,855
繰延税金資産	60,403	50,946
その他	198,770	163,189
貸倒引当金	7,514	7,046
流動資産合計	3,340,864	3,133,808
固定資産		
有形固定資産		
建物	59,048	96,163
減価償却累計額	34,546	38,563
建物(純額)	24,502	57,600
工具、器具及び備品	207,101	230,165
減価償却累計額	138,082	169,076
工具、器具及び備品(純額)	69,018	61,089
リース資産	4,062	4,062
減価償却累計額	1,218	2,031
リース資産(純額)	2,843	2,031
有形固定資産合計	96,364	120,720
無形固定資産		
のれん	107,166	59,645
商標権	3,102	3,145
ソフトウェア	202,668	413,697
ソフトウェア仮勘定	140,160	65,036
その他	60	60
無形固定資産合計	453,158	541,585
投資その他の資産		
投資有価証券	936,431	1,015,645
関係会社株式	27,182	17,734
長期貸付金	4,769	1,617
差入保証金	179,741	256,448
破産更生債権等	8,250	8,935
繰延税金資産	25,941	19,460
その他	60	60
貸倒引当金	8,250	8,935
投資その他の資産合計	1,174,125	1,310,966
固定資産合計	1,723,648	1,973,271
資産合計	5,064,512	5,107,080

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	500,841	500,000
1年内返済予定の長期借入金	268,732	267,832
買掛金	7	-
未払金	432,879	621,850
未払費用	45,108	54,543
未払法人税等	251,539	96,624
未払消費税等	92,110	55,342
リース債務	877	877
賞与引当金	124,199	143,276
その他	102,611	91,357
流動負債合計	1,818,906	1,831,702
固定負債		
長期借入金	1,153,544	885,712
リース債務	2,193	1,316
固定負債合計	1,155,737	887,028
負債合計	2,974,643	2,718,730
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	500,934	503,153
資本剰余金	260,286	264,125
利益剰余金	2,245,955	2,544,159
自己株式	894,000	894,000
株主資本合計	2,113,176	2,417,438
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28,737	48,806
為替換算調整勘定	-	245
その他の包括利益累計額合計	28,737	49,051
新株予約権	901	2,921
非支配株主持分	4,528	17,041
純資産合計	2,089,868	2,388,349
負債純資産合計	5,064,512	5,107,080

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	4,802,220	5,143,643
売上原価	1,521,431	1,583,629
売上総利益	3,280,788	3,560,013
販売費及び一般管理費	2,435,243	2,809,040
営業利益	845,545	750,972
営業外収益		
受取利息	7,551	3,553
受取手数料	1,212	1,867
助成金収入	1,954	-
保険解約返戻金	17,304	-
未払配当金除斥益	-	1,179
その他	3,734	618
営業外収益合計	31,757	7,219
営業外費用		
支払利息	5,266	3,461
持分法による投資損失	5,211	1,660
投資事業組合運用損	2,463	2,515
消費税等差額	-	891
その他	-	33
営業外費用合計	12,942	8,562
経常利益	864,359	749,630
特別利益		
新株予約権戻入益	39	704
受取保険金	16,584	-
特別利益合計	16,623	704
特別損失		
固定資産除却損	10,055	108
子会社移転費用	6,685	-
減損損失	72,102	6,780
セキュリティ事故対応費用	16,693	-
関係会社株式評価損	-	7,787
損失補償金	-	6,134
その他	114	-
特別損失合計	105,651	20,811
税金等調整前当期純利益	775,331	729,523
法人税、住民税及び事業税	395,298	251,274
法人税等調整額	22,166	15,937
法人税等合計	373,132	267,211
当期純利益	402,199	462,311
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	2,114	4,633
親会社株主に帰属する当期純利益	404,313	457,678

## (連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
当期純利益	402,199	462,311
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,570	20,069
為替換算調整勘定	-	245
その他の包括利益合計	4,570	20,314
包括利益	397,628	441,996
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	399,742	437,363
非支配株主に係る包括利益	2,114	4,633

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	403,453	1,841,642	894,000	1,851,095
当期変動額					
新株の発行	934	934			1,868
剰余金の配当		144,101			144,101
親会社株主に帰属する 当期純利益			404,313		404,313
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	934	143,167	404,313	-	262,080
当期末残高	500,934	260,286	2,245,955	894,000	2,113,176

(単位:千円)

	その他の包括 利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	24,166	-	24,166	975	5,642	1,833,546
当期変動額						
新株の発行						1,868
剰余金の配当						144,101
親会社株主に帰属する 当期純利益						404,313
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,570	-	4,570	74	1,114	5,758
当期変動額合計	4,570	-	4,570	74	1,114	256,321
当期末残高	28,737	-	28,737	901	4,528	2,089,868

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,934	260,286	2,245,955	894,000	2,113,176
当期変動額					
新株の発行	2,219	2,219			4,438
剰余金の配当			159,474		159,474
親会社株主に帰属する 当期純利益			457,678		457,678
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		1,620			1,620
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,219	3,839	298,204	-	304,262
当期末残高	503,153	264,125	2,544,159	894,000	2,417,438

(単位:千円)

	その他の包括 利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	28,737	-	28,737	901	4,528	2,089,868
当期変動額						
新株の発行						4,438
剰余金の配当						159,474
親会社株主に帰属する 当期純利益						457,678
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						1,620
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	20,069	245	20,314	2,019	12,512	5,782
当期変動額合計	20,069	245	20,314	2,019	12,512	298,480
当期末残高	48,806	245	49,051	2,921	17,041	2,388,349

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	775,331	729,523
減価償却費	191,857	182,971
固定資産除却損	10,055	108
減損損失	72,102	6,780
新株予約権戻入益	39	704
受取保険金	16,584	-
持分法による投資損益(は益)	5,211	1,660
投資事業組合運用損益(は益)	2,463	2,515
受取利息及び受取配当金	7,551	3,553
支払利息	5,266	3,461
保険解約返戻金	17,304	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	873	216
賞与引当金の増減額(は減少)	8,801	19,077
売上債権の増減額(は増加)	74,131	59,483
たな卸資産の増減額(は増加)	14,777	5,791
仕入債務の増減額(は減少)	31,333	7
未払消費税等の増減額(は減少)	28,058	36,768
未払金の増減額(は減少)	26,281	184,985
未払費用の増減額(は減少)	460	9,825
前払費用の増減額(は増加)	30,962	11,742
前受金の増減額(は減少)	1,592	8,258
その他	68,026	41,772
小計	891,347	996,529
利息及び配当金の受取額	8,548	4,319
保険金の受取額	-	16,584
保険解約返戻金の受取額	37,117	-
利息の支払額	5,060	3,483
損失補償金の支払額	-	6,134
法人税等の支払額	308,203	434,244
法人税等の還付額	-	73,735
営業活動によるキャッシュ・フロー	623,750	647,307
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	42,220	63,734
無形固定資産の取得による支出	169,090	235,702
投資有価証券の取得による支出	60,000	102,000
関係会社株式の取得による支出	7,787	-
関係会社株式の売却による収入	71,500	-
敷金及び保証金の差入による支出	168	88,573
敷金及び保証金の回収による収入	11,288	5,927
貸付金の回収による収入	17,471	22,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	179,006	461,806
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の発行による収入	-	2,800
ファイナンス・リース債務の返済による支出	877	877
借入れによる収入	2,100,000	-
借入金の返済による支出	1,178,652	269,573
ストックオプションの行使による収入	1,836	4,362
配当金の支払額	144,101	159,474
非支配株主からの払込みによる収入	1,000	9,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	779,205	413,262
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,223,950	227,761
現金及び現金同等物の期首残高	920,001	2,143,951
現金及び現金同等物の期末残高	2,143,951	1,916,190

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社パイプドビット  
ペーパーレススタジオジャパン株式会社  
株式会社アズベイス  
株式会社パブリカ  
株式会社カレン  
株式会社ゴンドラ  
株式会社フレディット  
株式会社美歴  
株式会社ブルームノーツ  
株式会社VOTE FOR  
株式会社アイラブ  
株式会社エルコイン

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社VOTE FOR、株式会社アイラブ及び株式会社エルコイン並びに当社連結子会社である株式会社パイプドビットが新たに設立したPIPED BITS (CAMBODIA) CO., LTD.を連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社の数 1社

(4) 非連結会社の名称

パイプドHD新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益(持ち分に見合う額)及び利益剰余金等(持ち分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 1社

(2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

株式会社MAKE HOUSE

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

MOKI JOINT STOCK COMPANY

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結財務諸表作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式

持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品、製品及び仕掛品

主に個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては5年間の定額法によっております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結損益計算書関係)

関係会社株式評価損

前連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成29年3月1日至平成30年2月28日)

関係会社株式評価損は持分法非適用関連会社であるMOKI JOINT STOCK COMPANYの減損処理の要否を検討した結果、株式評価損を計上したものであります。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、従来報告セグメントを3つの区分としておりましたが、当連結会計年度より、当社グループの事業の構造及び特性等に応じて区分して表示するため、株式会社VOTE FOR及び株式会社アイラブの新設にあわせ、「社会イノベーション事業」を新たなセグメントとして設定し、従来の区分と合わせて4つの区分に変更いたしました。なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

「情報資産プラットフォーム事業」は、クライアントが保有する情報資産を安全に管理・保管するにとどまらず、積極的な運用と付加価値向上を支援するために、プラットフォーム上にさまざまなWEB・メール機能や他アプリケーション等との連携機能を搭載し、それらの機能を有効に組み合わせあるいは必要な機能をカスタマイズすることで、クライアントニーズに即したアプリケーションを利活用するPaaSとして提供しております。

「広告事業」は、主にクライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等マーケティング支援を目的としたインターネット広告の代理販売、自社で運営するメディア媒体における広告販売、アフィリエイトASP一括管理サービス「スパイラルアフィリエイト(R)」やリスティング広告の販売などを行っております。

「ソリューション事業」は、主にインターネット広告の制作業務やWebシステムの開発業務の請負、アパレル・ファッションに特化したECサイトの構築及び運営受託、BIM導入コンサル事業、BIM製作受託事業、デジタルCRM事業、オーダーメイド人材育成代行事業などを行っております。

「社会イノベーション事業」は、主に個々の企業や業界の内部にある問題の解決でなく、それらの枠を超えて存在する社会的課題の解決をはかることを目的とした公益性の高い事業を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。なお報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務 諸表計上額 (注)2
	情報資産 プラット フォーム事業	広告事業	ソリュー ション事業	社会イノベ ーション事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,380,121	224,190	1,167,256	30,651	4,802,220	-	4,802,220
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	3,380,121	224,190	1,167,256	30,651	4,802,220	-	4,802,220
セグメント利益又は 損失( )	913,388	48,229	66,969	49,103	845,545	-	845,545
セグメント資産	1,122,301	280,768	308,508	8,230	1,719,808	3,344,703	5,064,512
その他の項目							
減価償却費	173,457	609	15,701	2,089	191,857	-	191,857
持分法適用会社への 投資額	-	-	19,395	-	19,395	-	19,395
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	229,919	1,594	6,562	1,524	239,601	-	239,601

(注)1. セグメント資産の調整額は、各セグメントに配分していない全社資産3,344,703千円となっております。

2. セグメント利益の合計額は連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務 諸表計上額 (注)2
	情報資産 プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	社会イノベーション事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,605,690	209,472	1,287,357	41,122	5,143,643	-	5,143,643
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	3,605,690	209,472	1,287,357	41,122	5,143,643	-	5,143,643
セグメント利益又は 損失( )	761,104	37,220	46,373	19,284	750,972	-	750,972
セグメント資産	1,163,113	326,528	405,081	37,503	1,932,227	3,174,852	5,107,080
その他の項目							
減価償却費	164,854	931	15,857	917	182,562	409	182,971
持分法適用会社への 投資額	-	-	17,734	-	17,734	-	17,734
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	243,220	3,160	21,658	1,923	269,962	23,755	293,717

(注)1. セグメント資産の調整額は、各セグメントに配分していない全社資産3,174,852千円となっております。

2. セグメント利益の合計額は連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## [ 関連情報 ]

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	情報資産 プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	社会イノベーション事業	計			
減損損失	66,093	-	6,009	-	72,102	-	-	72,102

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	情報資産 プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	社会イノベーション事業	計			
減損損失	6,780	-	-	-	6,780	-	-	6,780

## [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	情報資産 プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	社会イノベーション事業	連結財務諸表 計上額
当期償却額	45,800	-	6,721	-	52,521
当期末残高	81,600	-	25,566	-	107,166

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	情報資産 プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	社会イノベーション事業	連結財務諸表 計上額
当期償却額	40,800	-	6,721	-	47,521
当期末残高	40,800	-	18,845	-	59,645

## [ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	274.71円	311.51円
1株当たり当期純利益金額	53.30円	60.24円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	53.09円	60.07円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	2,089,868	2,388,349
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,429	19,962
(うち新株予約権(千円))	(901)	(2,921)
(うち非支配株主持分(千円))	(4,528)	(17,041)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,084,438	2,368,387
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,587,664	7,602,864

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	404,313	457,678
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	404,313	457,678
期中平均株式数(株)	7,585,839	7,598,208
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	30,409	21,288
(うち新株予約権(株))	(30,409)	(21,288)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## (重要な後発事象)

## 1. 連結子会社の増加

平成30年3月26日付で、下記のとおり当社連結子会社の株式会社エルコインが新会社を設立いたしました。

## (1) 新会社設立の目的

近年ビットコインに代表される仮想通貨が脚光を浴び、電子的な決済手段によるキャッシュレス化への期待も高まりつつあります。一方で、日本はキャッシュレス決済の比率が外国諸国と比較するとまだ低く、大規模店舗や大手チェーン店では電子マネーやクレジットカード決済が普及しているものの、個人経営の小規模店舗ではそれらを導入するための専用端末の設置費用や手数料の負担が大きく、現金決済が主流となっています。

以上のような市場環境をふまえ、当社では、平成29年12月に電子地域通貨プラットフォーム事業を行う株式会社エルコインを設立しております。

株式会社シモキタコインは、株式会社エルコインが提供する電子地域通貨プラットフォームにおける発行事業者第1号となり、主に下北沢で行われるイベントや商業施設及び飲食店等で利用される電子地域通貨を発行いたします。株式会社シモキタコインが発行する電子地域通貨は、クレジットカードなど他の電子決済と比べて導入に必要な初期費用や決済手数料を抑えられるため、店舗が手軽に導入できるメリットがあります。また、ポイントシステムの利用による再来店の促進や、スマートフォンを用いた投げ銭やチップ等の新しい取引の創出を企図しております。

当社連結子会社であり、地域密着型Webサイト・アプリ「I LOVE 下北沢」を運営する株式会社アイラブと協力して、下北沢地域内の店舗及び地域外より訪れる人々の利便性と楽しさの実現を目指します。さらに、株式会社シモキタコインは、地域の商店や金融機関の資本参加を視野に入れており、地域とともに経済の活性化を進めてまいります。

なお、株式会社エルコインは、下北沢を皮切りに、電子地域通貨プラットフォーム事業を各地域に展開してまいります。

## (2) 新会社の概要

名称	株式会社シモキタコイン	
所在地	東京都港区赤坂二丁目9番11号	
役員構成	代表取締役社長 鎌形渉(株式会社エルコイン代表取締役社長) 取締役 佐谷宣昭(当社代表取締役社長) 取締役 西山友則(株式会社アイラブ代表取締役社長) 監査役 大屋重幸(当社取締役)	
事業内容	電子地域通貨事業	
資本金	100万円(資本準備金を含む)	
決算期	2月末	
大株主及び持株比率	株式会社エルコイン 100%	
上場会社と 当該会社との関係	資本関係	当社が70%を出資する株式会社エルコインの100%子会社です。
	人的関係	当社代表取締役社長が新会社の取締役に、当社取締役が新会社の監査役に就任しております。
	取引関係	当社と業務委託契約に基づく業務支援取引等の取引関係があります。

## 2. 連結子会社間の合併

平成30年4月1日付で、下記のとおり連結子会社を合併いたしました。

## (1) 合併の目的

株式会社フレンディットはECプロデュース事業やECシステム提供及びショップ運営支援を通じて、株式会社アズベイスはコールセンタープラットフォームサービス「BizBase(R)」の提供を通じて、クライアントと一般消費者などのユーザー接点であるコンタクト領域に属するソリューションを提供しております。

本合併に先立ち、株式会社フレンディットは、オムニチャネルやO20、スマート決済、アプリ利活用といった購買体験の進化をさらに加速することを目的として、株式会社パイブドビッツよりアパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC(R)」を譲り受けております。

本合併により、株式会社フレンディットは、株式会社アズベイスの「BizBase(R)」を取り込み、双方の事業及び「スパイラルEC(R)」を掛け合わせることで、通話、メール、チャットなどの様々なコミュニケーション手段の拡充と、音声認識によるテキストデータ化やAIによる自動化サービスなどを取り揃え、業種・業界の垣根なく一層充実したサービスの提供を目指すとともに、新しい事業の創出により、当社グループが掲げる中期経営計画2020の最終年度である平成32年2月期の業績最大化に寄与してまいります。

## (2) 合併の要旨

## 合併の日程

合併契約締結日	平成30年2月15日
合併契約承認株主総会（合併当事会社）	平成30年3月19日
合併期日（効力発生日）	平成30年4月1日

## 合併の方式

株式会社フレンディットを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社アズベイスは解散いたしました。

## 合併に係る割当ての内容

本合併は、当社100%出資の連結子会社間の合併であるため、本合併による株式、金銭その他の財産の交付は行っておりません。

## 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

## (3) 合併後の状況

商号	株式会社フレンディット
所在地	東京都港区赤坂二丁目9番11号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 細野博昭
事業内容	ECプロデュース事業 情報資産プラットフォーム事業（「スパイラルEC(R)」及びコールセンタープラットフォームサービス「BizBase(R)」の開発、提供を含む） ソリューション事業
資本金	20百万円
決算期	2月末
大株主及び持株比率	当社100%

3. 第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行  
平成30年4月10日付で、下記のとおり募集新株予約権の発行を決定いたしました。

(1)	割当日	平成30年4月26日
(2)	発行新株予約権数	5,000個 第5回新株予約権 2,500個 第6回新株予約権 2,500個
(3)	発行価額	5,872,500円(第5回新株予約権1個につき1,191円、第6回新株予約権1個につき1,158円)
(4)	当該発行による潜在株式数	500,000株(新株予約権1個につき100株) 第5回新株予約権 250,000株 第6回新株予約権 250,000株 第6回新株予約権は行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は1,800円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は250,000株で <sup>⑧</sup> す。
(5)	資金調達額	905,872,500円(差引手取概算額:877,582,500円) (内訳) 第5回新株予約権 新株予約権発行による調達額:2,977,500円 新株予約権行使による調達額:450,000,000円 第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額:2,895,000円 新株予約権行使による調達額:450,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第5回新株予約権 1,800円 第6回新株予約権 1,800円 第5回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。 第6回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、行使期間満了日である平成32年4月24日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。行使価額は1,800円を下回らないものとします(以下、「下限行使価額」という。)。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本第6回新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。 また、本新株予約権の行使価額は、調整されることがあります。
(7)	募集又は割当方法(割当予定先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結する予定です。 本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

## 4. 自己株式の取得

平成30年4月10日付で、下記のとおり自己株式取得に係る事項を決定いたしました。

## (1) 自己株式の取得を行う理由

会社法第135条第3項の規定により、子会社が保有する当社普通株式を取得するものであります。

## (2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	500,000株 (発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合6.58%)
株式の取得価額の総額	767,500,000円 (平成30年4月9日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,535円に500,000株を乗じた金額)
自己株式の取得の日程	平成30年4月10日(譲渡契約締結日) 平成30年4月13日(株式振替予定日)
取得方法	相対取引

## (3) 取得先である子会社の概要

名称	株式会社パイプドビッツ
本店所在地	東京都港区赤坂二丁目9番11号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林哲也
事業の内容	情報資産プラットフォーム事業 広告事業 ソリューション事業
資本金の額	300,000千円(平成30年2月28日現在)

## (参考) 平成30年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済み株式数(自己株式を除く)	7,602,864株
自己株式数	500,000株

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第2期)	自 至	平成28年3月1日 平成29年2月28日	平成29年5月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第3期第3四半期)	自 至	平成29年9月1日 平成29年11月30日	平成30年1月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月31日

パイプドHD株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野力 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷德行 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパイプドHD株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイプドHD株式会社及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パイブドHD株式会社の平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、パイブドHD株式会社が平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

パイプドHD株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野力 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷德行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパイプドHD株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイプドHD株式会社の平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月15日

パイブドHD株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパイブドHD株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パイブドHD株式会社及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。